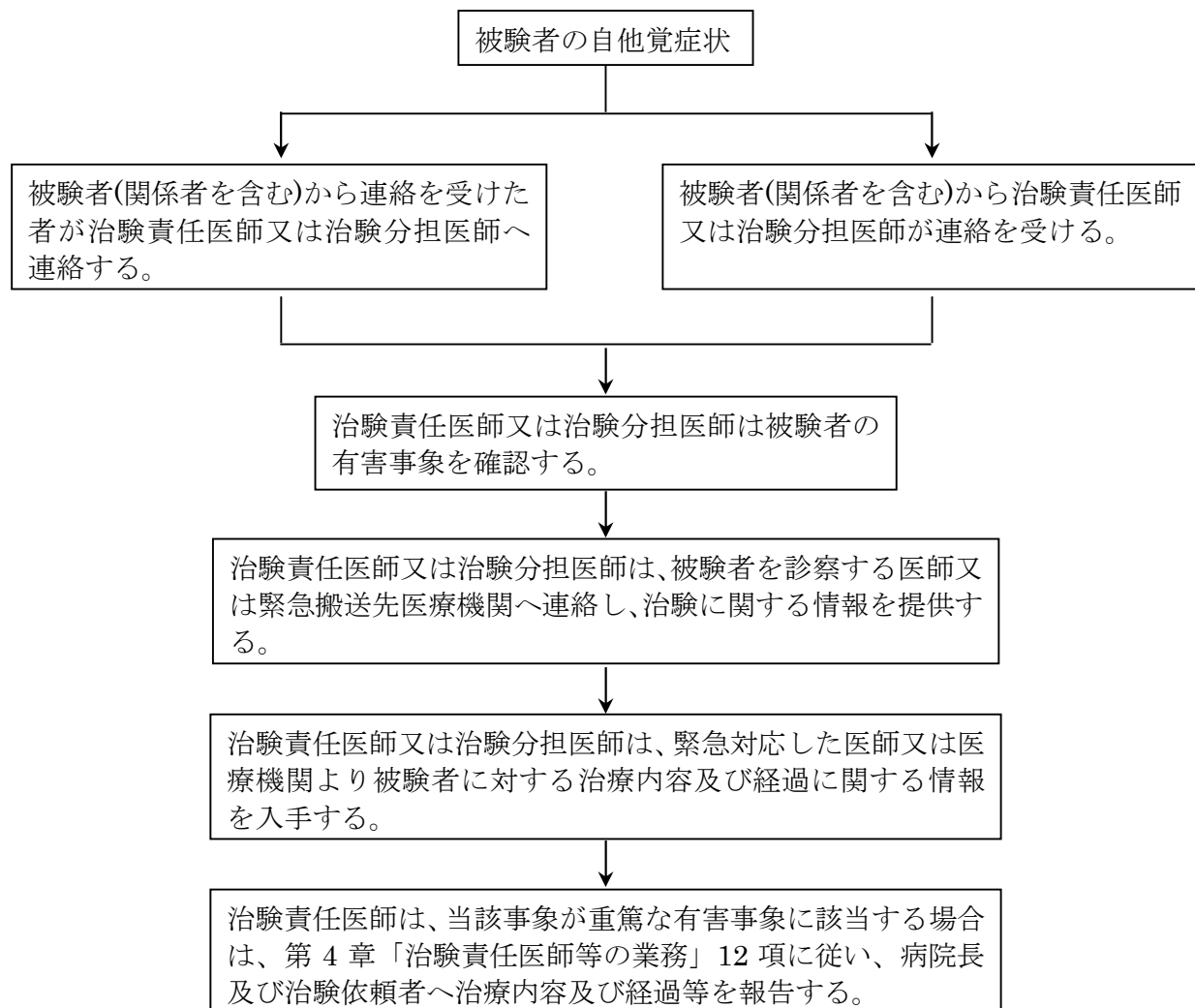


西暦	2023 年 8 月 1 日作成
神奈川歯科大学附属病院	

緊急事態発生時の対応

病院長は、医療上やむを得ない事情による救命救急的な緊急時の措置を講ずるため、被験者の緊急搬送先医療機関を確保し、治験責任医師等に周知する。また、被験者が治験責任医師等の不在時（休診日又は夜間等）に緊急に診療を求めた場合は、以下の「緊急対応フローチャート」に従い可及的速やかに対処する。

《緊急時対応フローチャート》



《緊急搬送先医療機関》

医療機関名：当院